

## 令和6年度第3回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月7日(水) 15:58~16:15
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
  - 公益代表委員 3名(上江洲純子、城間貞、西村オリエ 敬称略)
  - 労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)
  - 使用者代表委員 5名(佐久本和代、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)
  - 事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
  - (1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(部会報告、答申)
  - (2) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無の検討結果報告
  - (3) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)  
(以下4~6、必要性有りの答申が出た場合)
  - (4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定諮問について
  - (5) 特定(産業別)最低賃金専門部会設置について
  - (6) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
  - (7) その他
- 5 配付資料
  - (1) 那覇市の消費者物価指数(令和6年6月分)「沖縄県企画部統計課」
  - (2) おきぎん経済研究所(おきぎん県内景況・確報(2024年6月分))
  - (3) りゅうぎん経済研究所(県内の景気動向 概況(2024年6月))

### 第3回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

#### 崎原賃金室長

皆様、こんにちは。

定刻より若干早いですけれども、始めたいと思います。

これより令和6年度第3回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

初めに、本日の審議会の各委員の出欠の状況についてですが、公益委員が3名、労働者側委員が5名、使用者側委員が5名でございます。

公益の島袋委員と岩橋委員は本日欠席となっております。

最低賃金審議会令第2条により、審議会の委員の定数は15名でありますので、本審議会は審議会令第5条第2項の定足数、全体の3分の2以上または各委員の3分の1以上を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の議事進行につきましては、上江洲会長代理にお願いいたします。

#### 上江洲会長代理

皆様、こんにちは。

13時から、それから14時からそれぞれ参加された皆様、本当に長時間お待たせいたしました。第3回沖縄地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

まずは議事録署名人を指名させていただきますけれども、労働者側委員のほうは喜納委員、使用者側委員のほうは比嘉委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第1「沖縄県最低賃金の改正決定について」に移ります。

専門部会の開催状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### 崎原賃金室長

本で行われました第6回最低賃金専門部会においては、結審にすることができませんでした。それで、次回の第7回専門部会を9日金曜日の14時より開催し、引き続き金額の検討を行うこととなりました。

よって、本日の専門部会の報告はございません。

以上です。

#### 上江洲会長代理

ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましように、9日金曜日14時に第7回専門部会を開催することにしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

## 上江洲会長代理

よって、議事次第にございます部会の報告、答申の審議を本日は行うことができません。皆様、その旨ご了承いただければと思います。

それでは、次第2のほうに移らせていただきます。

「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無の検討結果報告」についてです。

本日は、「沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無」について、先ほど開催されました運営小委員会で検討した結果というのが当審議会へ報告されております。

運営小委員会からの報告書を事務局から説明いただきたいと思います。よろしく願います。

## 崎原賃金室長

報告書のほうを今お配りしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、報告書の配付）

## 崎原賃金室長

この報告書を読み上げて説明したいと思います。

沖縄地方最低賃金審議会会長殿。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会、委員長、島袋秀勝。

沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告）。

当小委員会は、令和6年7月31日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、別紙のとおりである。

「記」としまして、4業種、新聞業最低賃金、自動車（新車）小売業最低賃金、各種商品小売業最低賃金、糖類製造業最低賃金。

委員の名前につきましては省略いたします。

以上です。

## 上江洲会長代理

ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がございましたように、運営小委員会の審議で全ての業種において労使の意見が分かれたということです。全会一致での結論は得ることができなかつたと報告がございました。

したがいまして、報告書のとおり、当審議会としましては、沖縄県新聞業外3業種の特定（産業別）最低賃金の改正については、必要性なしと結論を出したいと思いますが、それよろしいでしょうか。

（異議なし）

#### **上江洲会長代理**

それでは、沖縄県新聞業最低賃金外3業種につきまして、特定（産業別）最低賃金の改正の必要性なしとして、沖縄労働局長に答申をしたいと思います。

事務局が答申（案）を作成しております。

しばらくお時間いただければと思います。

（事務局、答申文（案）の配付）

#### **上江洲会長代理**

事務局からはただいま答申案が各委員に配付をされております。

委員の方々は、文言等間違いがないか、まずご確認をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。特に間違い等ご指摘ないでしょうか。

（意見、修正なし）

#### **上江洲会長代理**

大丈夫そうですね。

それでは、次第3の「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」に移らせていただきたいと思います。

事務局はその準備をお願いいたします。

（柴田労働局長、席を立ち、上江洲審議会会長代理席後方へ移動）

#### **上江洲会長代理**

それでは、答申を読み上げてさせていただきます。

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正結果の必要性の有無について。

当審議会は、令和6年7月31日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議をした結果、改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申をいたします。

4業種としましては、沖縄新聞業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金、沖縄県

各種商品小売業最低賃金、沖縄県糖類製造業最低賃金。

（上江洲審議会会長代理から柴田労働局長へ答申文が読み上げられ、手交される）

### 上江洲会長代理

それでは、次第7「その他」に移ります。

その他は事務局のほうから何かあればということになっておりますけれども、事務局から説明のほうございますでしょうか。

### 崎原賃金室長

資料の説明を行いたいと思います。

お配りしております参考資料というのがあるかと思っておりますけれども、3種類のデータをつけておりますが、1つが那覇市の消費者物価指数令和6年6月分です。2つ目がおきぎん経済研究所の景況のほうです。3つ目がりゅうぎんの経済研究所のほうからの県内の景気動向、それぞれ6月分をお付けしております。これは2日の第4回の専門部会のときに追加資料として委員の方に渡しているんですけれども、本審の委員にも提供したいということでお付けしております。

それから、前回の本審の中でご質問があった点がありましたけれども、使側の比嘉委員のほうから業務改善助成金について不交付、決定しなかった理由が分かりますかというお話だったんですけれども、確認しましたところ、ほとんど不交付自体はほぼないと。要件を満たさなくなった場合に交付できなかったということはあるということなんですけれども、それは例を挙げると、対象としていた労働者が退職してしまったとか、そうしたら計画を見直すということで、一旦取り下げて、また要件を満たすものがあれば申請するということで進めているということです。あと、例外的に事業場と連絡が取れなくなったため、やむを得ず不交付としたと。交付をしなかったという例はあるというふうに聞いております。

それでよろしいでしょうか。

（比嘉委員 了承）

それから、石川委員のほうからは、キャリアアップ助成金の話が出ていたんですけれども、資料についてはちょっと添付することができませんので、口頭のみで回答するというところでご了承いただきたいと思います。

今年度の4月、5月、6月の助成金の実施状況についてはお伝えはしてありますけれども、改めてお伝えしますと、申請件数のほうが4月から6月にかけては354件、支給決定件数につきましては337件というふうになっております。令和5年の1年間の件数は、申請件数が1,153件に対して、支給決定件数が1,161件ということを知っております。これは沖縄県の数

字になります。

申請の年度がずれたりするので、交付された年に必ずしも支給決定されているとは限らないので、多少ちょっとずれているというところはあります。

それでよろしいでしょうか。

(石川委員 了承)

あと、今後の日程についてなんですけれども、9日の14時から第7回の専門部会を引き続き行いまして、金額の審議を行うということになったんですけれども、先ほどの専門部会の委員の方から、その後に本審を設定すると時間がもう決まっているので、なかなか集中して審議ができないというお話がありまして、予定されている9日の本審は13日に変更したいというご意見がございました。その点について委員の方にお諮りしたいと思います。時間的には13日の16時30分。専門部会が13日の15時30分で、本審がその1時間後の16時30分という日程でいかがでしょうかということですが。

**上江洲会長代理**

本審の委員の皆様には16時30分の開始とさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。13日の本審の開始時間が16時30分に変更となりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**上江洲会長代理**

それでは、スケジュールにつきましては9日には専門部会でじっくり審議をさせていただいて、それを13日に本審にて報告ができるように審議を進めてまいりたいというふうに思います。

今回はこれで全てでございますけれども、今この場で何か申し述べることがあるとか、確認されたいことなどがありましたら、各委員のほうからお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

(特になし)

**上江洲会長代理**

特にないようでしたら、これで第3回最低賃金審議会を終了させていただきたいと思います。次回は、先ほど調整をさせていただいたように、8月13日火曜日の16時30分からとなります。

本日はありがとうございました。

お疲れさまでした。